

入札参加者心得

入札にあたっては、下記事項について十分留意してください。

1 入札の参加

- ・入札説明書、仕様書、契約書等を熟覧し、十分理解した上で入札してください。
- ・不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせることができます。

2 入札の辞退

指名された者のうち、入札を辞退しようとする者は、入札辞退届（別紙様式4）を入札日までに提出してください。

3 代理人による入札

代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式3）を入札開始前に提出してください。

4 入札

- ・入札書は、定められた様式を使用して下さい。（別紙様式2）
- ・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格（*1）とします。そのため、入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（*2）に110分の100を乗じて得た額を、アラビア数字で記載してください。

5 無効入札

次の入札書は無効とします。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできません。

- ① 入札金額の記載のないもの、または、入札金額を訂正した入札
- ② 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- ③ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- ④ 所定の場所及び日時に到達しない入札
- ⑤ 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- ⑥ 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が（発注予定数量×[入札単価（*3）の100分の110]）の100分の5に達しない入札
- ⑦ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- ⑧ 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- ⑨ 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札

6 入札の中止等

入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することがあります。

7 入札書の書換え等の禁止

県に提出した入札書は、書換えや撤回ができないため、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意してください。

8 再入札

- ・第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあります。
- ・再入札は1回とします。
- ・第二回目の入札に参加する意思のないときは、入札辞退届又は辞退の旨を記入した入札書を係員に提出してください。

9 落札の決定

- ・落札者は、有効な入札を行った者のうち、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者とします。
- ・落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

10 その他

- ・開札（入札）中は、一切の発言を認めません。
- ・入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはいけません。
- ・契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときです。
- ・落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがあります。

補 足

契約希望金額（*2）が110円の場合、

入札書に記載する金額＝入札単価（*3）は $110円 \times 100 / 110 = 100円$ になります。

また、落札価格（*1）は、 $100円 + (100円 \times 10 / 100) = 110円$ です。

入札（見積）仕様書

規格等は下記のとおり、熟覧の上、入札（見積）してください。

納入先	アジア文化交流センター広報課が別途指定する機関等		納期限	令和6年3月31日
品名		規格	数量	金額
令和5年度九州国立博物館「季刊情報誌アジアージュ」及び「展示・イベントのご案内」発送業務	アジアージュ	封入部数別		
		1部～30部(2cm以内) ※送料、封入作業料を含む一式	1件 (全国均一)	
		31部～500部 ※送料、梱包資材、梱包作業料を含む一式	1件 (九州圏内)	
	ちらし	封入部数別		
		1部～140部(2cm以内) ※送料、封入作業料を含む一式	1件 (全国均一)	
		141部～1,000部 ※送料、梱包資材、梱包作業料を含む一式	1件 (九州圏内)	
合計				

(参考) 発注予定数量

アジアージュ	1 ～ 30 部	約 301 箇所 × 4 回 = 1,204
	31 ～ 500 部	約 146 箇所 × 4 回 = 584
ちらし	1 ～ 140 部	約 337 箇所 × 6 回 = 2,022
	141 ～ 1,000 部	約 2 箇所 × 6 回 = 12

※落札者の決定方法について

落札者の決定にあたっては、全ての見積単価が予定価格の範囲内であり、かつ予定発注総額(単価×予定発注数量)が最も安価な見積単価を提示したものを落札者とします。

※発注予定数量は見込みの数量であり、県が予定数量を保証するものではありません。

※入札書記載金額×1.10＝落札価格とします。ただし、小数点第2位未満は切り捨てるものとします。

仕 様 書

1 業務名

令和5年度九州国立博物館「季刊情報誌アジアージュ」及び「展示・イベントのご案内」
発送業務

2 業務の内容

当館が発行する「季刊情報誌アジアージュ」（以下「アジアージュ」という。）及び「展示・イベントのご案内」（以下「ちらし」という。）について福岡県立アジア文化交流センターが指定する機関等へ指定する部数の発送を行う。それぞれの発行・発送時期は以下の通り。

(1) アジアージュ

- ・夏号（7月発行：6月下旬発送）
- ・秋号（10月発行：9月下旬発送）
- ・新春号（1月発行：12月下旬発送）
- ・春号（4月発行：3月下旬発送）

(2) ちらし

- ・5月6月号（5月発行：4月下旬発送）
- ・7月8月号（7月発行：6月下旬発送）
- ・9月10月号（9月発行：8月下旬発送）
- ・11月12月号（11月発行：10月下旬発送）
- ・1月2月号（1月発行：12月下旬発送）
- ・3月4月号（3月発行：2月下旬発送）

3 発送方法

<ul style="list-style-type: none">・1件あたりの部数が30部以下のアジアージュ・1件あたりの部数が140部以下のちらし	福岡県立アジア文化交流センターが提供する送付状及び宛先を印刷し、アジアージュまたはちらしとともに、福岡県立アジア文化交流センターが提供する角2封筒に封入・封緘し、DM便にて送付する。 なお、角2封筒は、発送前に福岡県立アジア文化交流センターまで直接受け取りにくるものとする。
<ul style="list-style-type: none">・1件あたりの部数が31部～500部のアジアージュ・1件あたりの部数が141部～1,000部のちらし	福岡県立アジア文化交流センターが提供する送付状及び宛先を印刷し、アジアージュまたはちらしとともに段ボールに梱包し、宅配便として送付する。

(参考) 発注予定数量

アジアージュ	1～30部	約301箇所 × 4回 = 1,204
	31～500部	約146箇所 × 4回 = 584
ちらし	1～140部	約337箇所 × 6回 = 2,022
	141～1,000部	約2箇所 × 6回 = 12

委託契約書(案)

福岡県（以下「委託者」という。）と []（以下「受託者」という。）とは令和5年度九州国立博物館「季刊情報誌アジアージュ」及び「展示・イベントのご案内」発送業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条 委託者は、別紙の仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を第4条に記載の規格、単価等で受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

第2条 この契約についての必要な細目は、福岡県財務規則によるものとする。

第3条 契約期間は、**契約締結日**から令和6年3月31日までとする。

第4条 委託業務の委託料は、別途指定する合計数量に次の表記載の単価を乗じて得た金額（円未満の端数は切り捨てる。）とする。なお、単価には委託業務に必要な一切の経費を含むものとする。

	規格	単位	単価 〔うち消費税 及び地方消費税〕	備考
季刊情報誌 アジアージュ	DM便	1～30部	円（円）	発送料金+封入作業代
	宅配便	31～500部	円（円）	発送料金+梱包資材+梱包作業代
展示・イベント のご案内	DM便	1～140部	円（円）	発送料金+封入作業代
	宅配便	141～1,000部	円（円）	発送料金+梱包資材+梱包作業代

2 受託者は、前項の委託料の支払いを、業務完了後ごとに委託者に請求することができる。

3 委託者は、前項の規定による適法な支払いの請求があったときは、その日から起算して30日以内に受託者に支払わなければならない。

第5条 納品書は、福岡県立アジア文化交流センター広報課に送付する。

第6条 委託料は、福岡県立アジア文化交流センター広報課に請求する。

第7条 契約保証金は、**福岡県財務規則第170条各号により減免できるほかこれを徴する。**

第8条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

第9条 委託者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者、受託者協議して書面によりこれを定めるものとする。

第10条 受託者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第11条 委託者は、受託者がその責めに帰する理由により、納入日までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

2 前項の遅滞損害金は、発行日の翌日から起算し、遅延日数に応じて1年につき、契約金

額の2.5パーセントに相当する金額とする。

第12条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

第13条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第14条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から10日以内に、契約単価に本契約において委託者が示した予定発注数量を乗じた額の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。

二 受託者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

- 三 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 第 19 条又は第 20 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 第 12 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第 12 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 3 前二項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から 10 日以内に、契約単価に本契約において委託者が示した予定発注数量を乗じた額の 100 分の 10 に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第 7 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

第 17 条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第 1 号又は第 2 号に該当することを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、契約単価に本契約において委託者が示した予定発注数量を乗じた額の 100 分の 10 に相当す

る額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

第18条 前三条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第20条 受託者は、第9条の規定による業務内容の変更等により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第21条 第19条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第22条 この契約について訴訟等が生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第23条 この契約の締結および履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

第24条 この契約について、発注者請負者間に紛争を生じたときは、双方協議の上、これを解決するものとする。

第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者請負者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者請負者は次に記名し、押印するものとする。

この契約書は2通を作成し、発注者請負者で各1通を所持するものとする。

令和5年 月 日

委託者 福岡県
代表者 福岡県立アジア文化交流センター
所長 山田 信吾

受託者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

- 第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

(持出しの禁止)

- 第6 受託者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(利用及び提供の制限)

- 第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第8 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第9 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

第11 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第12 受託者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第13 委託者は、受託者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

第14 委託者は、受託者がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第15 受託者は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、委託者に報告しなければならない。

(運搬)

第16 受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 業務委託契約書第17条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<令和5年度九州国立博物館「季刊情報誌アジアージュ」及び「展示・イベントのご案内」
発送業務委託契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第17条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当することを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、契約単価に本契約において委託者が示した予定発注予定数量を乗じた額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

課税

事業者届出書

免税

令和 年 月 日

福岡県立アジア文化交流センター所長 殿

住所

氏名

課税事業者

下記の期間については、消費税法の

(同法第9条第1項本文の規定によ

免税事業者

が免除される事業者でない。

り消費税を納める義務

)である(となる予定である)の

を免除されている。

で、その旨届け出ます。

記

年 月 日から

課税期間

年 月 日まで

記入例

該当する方を○で囲んでください。

事業者届出書

課税

免税

令和4年 4月 1日

福岡県立アジア文化交流センター所長 殿

住所

氏名

課税事業者
免税事業者

下記の期間については、消費税法の（同法第9条第1項本文の規定により消
費税を納める義務を免除されている。）である（となる予定である）ので、その
が免除される事業者でない。

該当する方を○で囲んでください。

旨届け出ます。

記

課税期間

年 月 日から

年 月 日まで

貴社の会計年度を記入してください。

「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

(※熟読をお願いします)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（又はそれに代わるもの）を入札説明書に示す期限までに県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める

- ・金額は、発注予定数量×入札単価×100分の110で算出される金額の5%以上です。
- ・現金及び小切手とも「保証金等納付書」に記名押印又は署名が必要です。
(「保証金等納付書」は、福岡県立アジア文化交流センター広報課にてお渡しします。)

例) 発注予定数量×入札単価が100万円の場合、
 $100万円 \times 110 / 100 \times 0.05 = 55,000$ 円以上を
入札保証金として納める必要があります。

② 入札保証保険に入ってその証書を提出する

- ・金額は、発注予定数量×入札単価×100分の110で算出される金額の5%以上です。
- ・保証期間は、入札書提出日（令和5年4月7日）から（令和5年4月18日）まででお願いします。

③ 履行証明書を提出する

- ・履行証明書は、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」です。
- ・同規模の契約とは、発注予定数量×入札単価×100分の110で算出される金額の20%を超える契約です。
- ・様式は、別紙「業務履行証明書」を参照してください。
- ・契約書では履行が完了したことを確認できないため、契約書の写しは不可となります。

例) 発注予定数量×入札単価が100万円の場合、
 $100万円 \times 110 / 100 \times 0.2 = 22$ 万円を超える契約
(=220,001円以上)の実績が2件必要となります。

◀ 契約保証金について ▶

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取り扱いですが、乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 履行証明書	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することも可能です。

業務履行証明書

契約年月日	契約金額(円)	業務名	契約期間	完了年月日	備考
年 月 日	円		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	
年 月 日	円		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	

受託者住所
称号及び営業所
代表者名

上記業務について契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

入札日程表

令和5年度九州国立博物館「季刊情報誌アジアージュ」及び「展示・イベントのご案内」発送業務

3月	13	月	公告／入札説明書の配布開始
	14	火	
	15	水	
	16	木	
	17	金	
	18	土	
	19	日	
	20	月	
	21	火	
	22	水	入札参加申請書の提出〆切 / 入札説明書の交付〆切 ~15:00
	23	木	入札参加申請結果通知
	24	金	質問受付の〆切 ~11:00
	25	土	
	26	日	
	27	月	
	28	火	質問回答日 ~17:00
	29	水	
30	木		
31	金		
4月	1	土	
	2	日	
	3	月	
	4	火	
	5	水	
	6	木	開札 14:00~